

これさぼケアマネジメント 運営規程

(事業の目的)

第1条 特定非営利活動法人高齢者地域福祉サポートセンターが開設するこれさぼケアマネジメント(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にあると認められる者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたり、要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたり、要介護者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたり、要介護者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

5 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 名 称 これさぼケアマネジメント
- (2) 所在地 岩手県奥州市水沢太日通り二丁目1番20号

職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 管理者 1人(介護支援専門員兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 介護支援専門員 4人以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から金曜とする。ただし、祝日、12月31日から1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 電話などにより、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(居宅介護支援の内容)

第5条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) 居宅サービス事業者との連絡調整
- (3) サービス実施状況の把握、評価
- (4) 利用者状況の把握
- (5) 介護保険制度活用申請および代行
- (6) 給付管理
- (7) 相談・苦情の受付 など

(指定居宅介護支援の利用料)

第6条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの支払いは受けないものとする。

2 奥州市、金ヶ崎町、平泉町、一関市を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、一関市を越えた地点から1キロメートルあたり15円とする。

前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で同意してもらうこととする。

(通常の実施地域)

第7条 通常の実施地域は、奥州市・金ヶ崎町・平泉町・一関市とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第8条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 利用者宅および第3条に規定する所在地と同じ
- (2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 利用者宅および第3条に規定する所在地と同じ
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1ヶ月に1回以上

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第10条 介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年3回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約内容とする。

4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

(1) 業務継続に向けた計画の策定

(2) 業務継続に向けた研修の実施

(3) 業務継続に向けた訓練(シュミレーション)の実施

6 事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

(1) 感染発生及びまん延等に関する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 感染症対策の指針の整備

(3) 感染発生及びまん延等に関する研修の実施

(4) 感染発生及びまん延等に関する訓練(シュミレーション)の実施

7 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

8 本事業所で解決できない相談・苦情は、奥州市ならびに各関係市町村、県南広域振興局、岩手県国民健康保険団体連合会に設置された苦情処理機関を紹介する。

- ・奥州市役所健康福祉部長寿社会課介護給付係 奥州市水沢大手 1-1 電話 0197-24-2111
- ・金ヶ崎町役場保健福祉センター 金ヶ崎町西根鍬水 98 電話 0197-44-4560
- ・一関地区広域行政組合介護保険課 一関市竹山町 7 番 2 号 電話 0191-31-3223
- ・県南広域振興局 奥州市水沢大手町 5-5 奥州地区合同庁舎 電話 0197-22-2850
- ・岩手県国民健康保険団体連合会 盛岡市大沢川原 3-7-30 電話 019-664-6700

9 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、特定非営利活動法人と事業所の管理者との協議に基づいてさだめるものとする。

(介護予防の受託)

第 11 条 介護予防支援業務に係わる受託を受けた場合は、居宅介護支援業務に支障のない範囲での適正な件数を取り扱うこととする。

2 介護予防支援の運営に関しては、この規定の第 1 条から第 10 条に準じたものとする。

附則

この規定は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

この規定は、平成 25 年 8 月 16 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 2 月 1 日から施行とする。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行とする。